

奥州市 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度ガイドブック

受付窓口／問い合わせ先

奥州市 協働まちづくり部 地域づくり推進課

〒023-1192 岩手県奥州市江刺大通り1番8号
TEL : 0197-34-1618 / FAX : 0197-35-7466
Email : chiikidukuri@city.oshu.iwate.jp

受付時間 : 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)



目次

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは | P1 |
| 2 | 制度を利用できる方 | P2 |
| 3 | 手続きの流れ | P3 |
| 4 | 届出に必要なもの | P4 |
| 5 | 交付書類 | P6 |
| 6 | その他の手続き | P7 |
| 7 | 自治体間連携について | P9 |
| 8 | Q & A | P10 |
| 9 | 利用できるサービス | P13 |

1 奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

奥州市は、あらゆる立場の人々が個人として尊重され多様性を認め合う社会の実現を目指し、令和7年4月1日から奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

「奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、性別やジェンダーアイデンティティ、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができます。

また、宣誓する方に子・親（養子・養親を含む）がいる場合、家族として併せて受領証に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

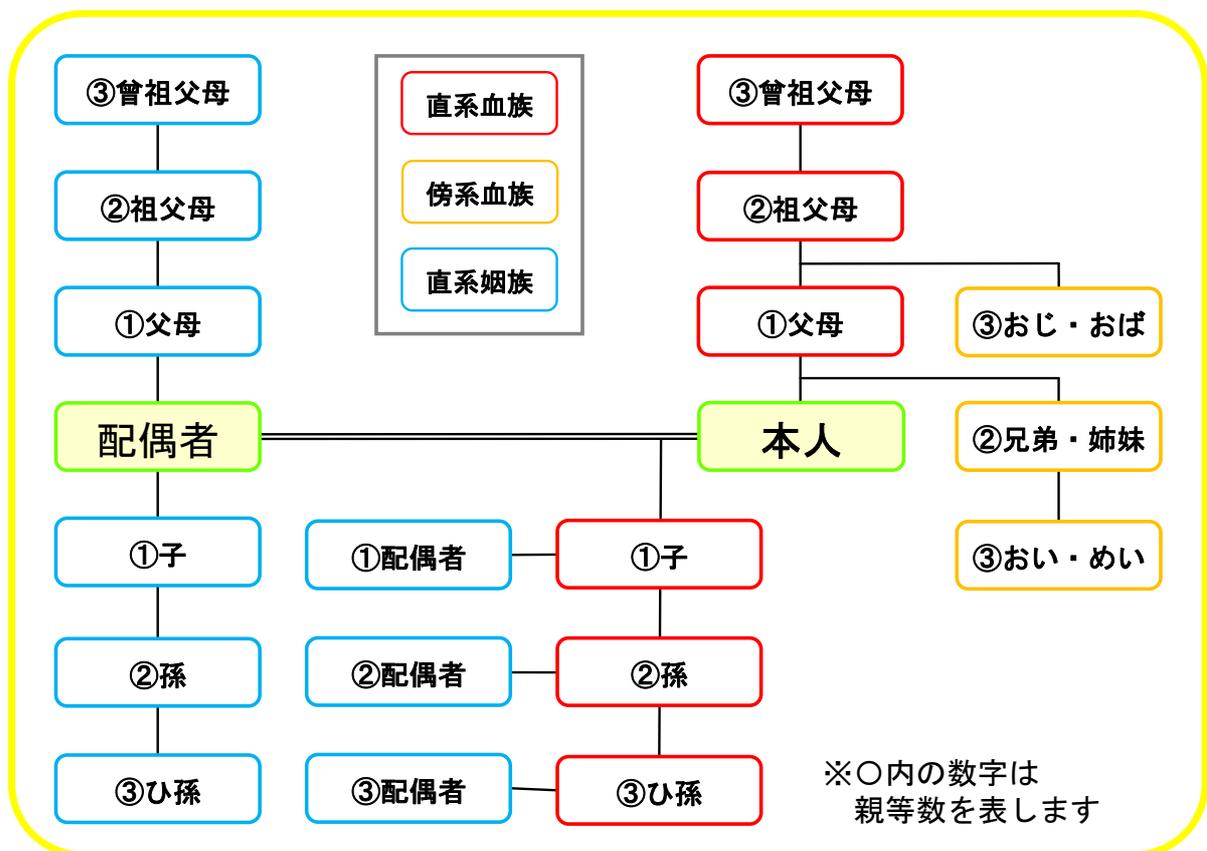
2 制度を利用できる方

宣誓をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であること
- 成人（18歳以上）であること
- 少なくとも一方が市内に居住し住民票があること
（宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む）
- 配偶者がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- 民法で定められている近親者でないこと
（下図の関係（続柄）の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）

○ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られていること（子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であること）

【制度を利用できない者（民法上で定める近親者等）】



ここに該当する方とは宣誓できません

3 手続きの流れ

1 事前準備

要件をご確認の上、必要書類を準備してください。
(2ページ、4ページ参照)

2 宣誓日の予約

電話又はメールで下記担当までご連絡ください。
※「宣誓」で来庁する際、窓口か個室希望かお知らせください。(書類の
事前提出で来庁する場合も個室で対応できますので、ご相談ください。)

【予約先】地域づくり推進課 市民参画推進係

電話 : 0197-34-1618
受付時間 8時30分~17時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
メール : chiikidukuri@city.oshu.iwate.jp

3 書類の事前提出

ご予約した宣誓日の10日前までに準備した書類を下記担当まで
郵送又はご持参ください。

【提出先】〒023-1192 奥州市江刺大通り1番8号
奥州市協働まちづくり部 地域づくり推進課 市民参画推進係

4 宣誓日

予約した日時にお二人そろってお越しください。
本人確認書類による本人確認をします。
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名をして
いただきます。

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付

【双方又は一方が奥州市在住の場合】

宣誓書類を確認後、「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を
交付します。

※交付のため、30分程度お時間をいただきます。

【双方が市外在住(転入予定)の場合】

「転入予定受付票」を交付します。

→奥州市に転入後、「転入完了申出書」を提出してください。

→「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付します。

4 届出に必要なもの

●パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し必要な書類等は以下のとおりです。

[必要書類（事前提出時）]

| 必要な書類等 | 備 考 | チェック |
|--|--|--------------------------|
| 宣誓届 | 【様式第1号】 | <input type="checkbox"/> |
| 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月以内に発行されたもの。 ・ 本籍、続柄、個人番号の記載は不要です。 ・ 同一世帯の場合は1通で構いません。 <p style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px;">婚姻届と異なり、当制度には住所の要件を定めていることから、確認のためご提出いただきます。</p> | <input type="checkbox"/> |
| （双方が市外在住の方のみ）転入予定であることがわかる書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 <p>※後日、転入後の住民票の写しを提出いただきます。</p> | <input type="checkbox"/> |
| 戸籍謄本又は抄本（謄本は最寄りの市区町村、抄本は本籍地の市区町村でのみ取得できます） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人のみの場合は抄本、ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子・親を含めた謄本を指定してください。 ・ 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文。 | <input type="checkbox"/> |
| <p>（ファミリーシップも宣誓する方のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 子については生計同一であることが分かる書類 | <p>【様式第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーシップの対象としたいお子さん・親御さんから、自署による同意書をいただってください。（病気、障がい等により自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については同意書は不要です。） <p>※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いいたします。</p> <p style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px;">※ファミリーシップに氏名を記載されている方が、受領証等から氏名の削除を希望する場合には、ご本人の申し立てにより、削除することができます。（15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申し立て可能）</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>（通称名を使用する方のみ）</p> <p>日常的に通称名を使用していることがわかるもの2点以上</p> | <p>例）勤務先や学校が発行した社員証・学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等</p> | <input type="checkbox"/> |

〔宣誓日（予約し来庁する日）〕

| 必要な書類等 | 備 考 | チェック |
|------------|---|--------------------------|
| 宣誓書 | 【様式第3号】 ※市で準備します | <input type="checkbox"/> |
| 本人確認書類（原本） | ・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例）運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証などを2点以上。 | <input type="checkbox"/> |

●双方とも市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

| 必要な書類等 | 備 考 | チェック |
|------------------------|--|--------------------------|
| 転入完了申出書 | 【様式第7号】 | <input type="checkbox"/> |
| 転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | ・転入から14日以内 | <input type="checkbox"/> |
| 転入予定受付票（宣誓日に交付したもの） | ・転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードをお渡しします。 | <input type="checkbox"/> |
| 本人確認書類（原本） | 上記参照 | <input type="checkbox"/> |

5 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第4号】A4サイズ
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。お二人に1枚交付します。

(表)

様式第4号（第6条関係）

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏 名 氏 名

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日： 年 月 日

家族の氏名

奥州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に
基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証しま
す。

年 月 日

奥州市長 

(裏)

(裏)

この受領証の提示を受けられた方へ

本市では、市民一人一人がかげがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を設けています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、奥州市として証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは
互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束したお二人による関係、又はお二人とその子や親（養親子を含む）を含んだ関係をいいます。
- 2 プライバシーの保護について
他人のジェンダーアイデンティティ（自己の性別についての認識）や性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害にあたります。
本制度利用者のプライバシーの保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

通称名を使用している場合

以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあつては、旅券又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。

| | |
|-------------|-------------|
| 宣 誓 者 | 宣 誓 者 |
| 通 称 名 | 通 称 名 |
| 戸 籍 上 の 氏 名 | 戸 籍 上 の 氏 名 |

- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第5号】
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する運転免許証サイズの携帯用カードです。お二人にそれぞれ1枚ずつ交付します。

(表)

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証カード

奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱い
に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシ
ップ宣誓書を受領したことを証します。

本人 パートナー

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

奥州市長

(裏)

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）
本人 パートナー

家族の氏名（続柄）

この受領証カードの提示を受けられた方へ

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、奥州市として証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

なお、利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

6 その他の手続き

再交付手続

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまった場合などは、再交付申請をすることができます。郵送又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

| 再交付事由 | 様式 | 備考 |
|--------|----------------------|--|
| 紛失 | 【様式第8号（再交付申請書）】 | ・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。 |
| 毀損、汚損等 | ※申請者の本人確認書類を添付してください | ・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。 |

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出ている住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。（お一人での来庁で構いません。）

届出事項の変更等手続

届出内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。郵送又は持参により、必要書類を提出してください。

| 変更事項 | 様式 | 添付書類（当初の宣誓届時の説明参照） | 受領証等の添付 |
|-----------------------------|--|---|---------|
| 住所 | 【様式第9号（届出事項変更届）】 ※届出者の本人確認書類を添付してください | ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | 不要 |
| 氏名 | | ・戸籍抄本 | 要 |
| 通称名 | | ・通称名を使用していることが確認できる書類 | 要 |
| 子又は親の新たな加入 | | ・対象者の戸籍抄本 ・同意書 ・子については生計同一であることが分かる書類 | 要 |
| 子又は親のファミリーシップからの削除 | | — | 要 |
| 子又は親本人の申し立てによるファミリーシップからの削除 | 【様式第10号（申立書）】 | ※申立者の本人確認書類を添付してください | 要 |

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付又は届け出ている住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。（お一人での来庁で構いません。）

返還手続

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。必要書類を担当窓口を持参してください。

| 返還理由 | 様式 | 備考 |
|---------------------|---|---|
| パートナーシップを解消したとき | 【様式第 11 号 (返還届)】 ※届出者の本人確認書類を添付してください | ・お一人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。 |
| 宣誓者の一方が死亡したとき | | ※ただし、ファミリーシップに子又は親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子又は親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。(その場合は返還届ではなく、様式第 9 号「届出事項変更届」を提出してください。) |
| 宣誓者の双方が市外に転出したとき | | ・転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。 |
| その他届出の要件を満たさなくなったとき | | |

※事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。

※宣誓書受領証と受領証カードを返還いただきますので持参してください。

※返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効処理を施した上でお返しします。

※返還され無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表することがあります。

◇こんなときは宣誓の内容が無効になります◇

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とします。

- ・ 宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- ・ 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ・ (双方とも転入予定として宣誓をした後) 宣誓日から 3 か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- ・ 受領証等の不正使用 (受領証等の複製、改ざん等を含む) や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※無効となった場合、受領証、受領証カードを返還してください。

※無効とした受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表することがあります。

7 自治体間連携について

パートナーシップ制度を利用している方が住所を異動する際は、転出元自治体に受領証等の返還手続きを行い、転入先自治体に改めて宣誓を行う必要がありますが、岩手県内自治体間連携の開始により、県内連携自治体間で住所異動を行う場合、手続きの一部を省略することができるようになりました。なお、連携自治体からの転入であっても、奥州市における宣誓要件を満たさない場合は本制度の対象になりません。

(1) 奥州市から転出する場合

奥州市から岩手県内のパートナーシップ制度等を導入している他の自治体へ転出し、転入先自治体で継続の手続きをする場合は、奥州市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きは省略できます。奥州市が交付した宣誓書受領証等は、転入先自治体で継続の手続きをする際に提出してください。

なお、転入先での手続きは自治体により異なりますので各自治体のホームページなどでご確認ください。

(2) 奥州市に転入する場合

県内連携自治体から奥州市へ転入する場合は、奥州市に継続の手続きをすることで、新たに奥州市の宣誓書受領証等を発行します。

なお、連携自治体からの転入であっても、奥州市における宣誓要件を満たさない場合は本制度の対象になりません。

●継続申告の流れ

宣誓の要件を確認し、下記書類を持参又は郵送してください。

- ・ パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第12号）
- ・ 転出元自治体で交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」等
- ・ 奥州市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）
- ・ （郵送での証明書交付を希望する場合）宛名を記載し、切手を貼付した返信用封筒

※このほか、必要に応じ書類の提出を求めることがあります。

※新しい受領証等の交付には数日かかります。

【手続き場所（持参、郵送とも）】

〒023-1192 奥州市江刺大通り1番8号

奥州市協働まちづくり部 地域づくり推進課 市民参画推進係

留意事項

転出元の自治体に、奥州市で宣誓書受領証等を新たに交付した事実を通知するとともに、転出元の自治体から交付された宣誓書受領証等の原本を送付します。

継続申告の手続きが完了した後は、奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の適用を受けます。

8 Q & A

| | | |
|----|-------------------------------------|--|
| 1 | 奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とはどのようなものですか。 | <p>現行の婚姻制度を利用できない（又は利用しない）お二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを市に宣誓することができる制度です。（パートナーシップ）</p> <p>パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。（ファミリーシップ）</p> <p>※ご本人の同意が必要です。</p> <p>宣誓書を受領した場合、市は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」等を交付します。</p> |
| 2 | なぜ制度を導入するのですか。 | <p>奥州市は、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指しています。現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、多様な生き方が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。</p> |
| 3 | パートナーシップ・ファミリーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか。 | <p>婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、市の内部規程に基づくもので、婚姻のような法的効果は発生しません。</p> |
| 4 | 対象は同性パートナーだけですか。 | <p>宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。</p> |
| 5 | パートナーシップとは具体的にどのようなことですか。 | <p>必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことなどを指します。</p> |
| 6 | 交付された宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。 | <p>使用できません。この制度は、お二人が互いにパートナー関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証するものです。</p> |
| 7 | 宣誓することによるメリットはなんですか。 | <p>市からの受領証の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お二人や、お子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。</p> |
| 8 | 子や親も対象とするのはなぜですか。 | <p>婚姻のできないお二人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、お二人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことなどが考えられます。このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親についても受領証等に氏名を記載できるようにしたものです。</p> |
| 9 | 外国籍でも利用できますか | <p>外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。</p> |
| 10 | 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。 | <p>日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。</p> |

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| 11 | パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。 | お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ宣誓が可能です。性的マイノリティの方の中には、同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。 |
| 12 | なりすましなどの悪用をされませんか。 | 住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓するお二人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、無効となった交付番号を市ホームページ等に掲載することがあります。 |
| 13 | どんなサービスが受けられますか。 | 現在、宣誓を行うことで、新たに受けることができるようになるサービスについては、市ホームページ上にてご確認ください。今後、新たに市のサービスが利用可能となったときは、市ホームページ等でお知らせします。 民間事業者の一部では、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人の適用など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用条件など詳細は直接事業者へお尋ねください。 |
| 14 | 受領証・受領証カードに有効期限はありますか。 | 有効期限はありません。 |
| 15 | 同居していないと制度を利用できませんか。 | パートナーについては、少なくとも一方が市内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。 |
| 16 | ファミリーシップの要件はなんですか。 | お子さんについては、パートナーの双方又は一方の養育関係にあるお子さんを基本とします。（同居し世話をしているお子さんや、市外に進学し仕送りをしているお子さん等）。 親御さんについては、住所や生計同一を問いません。 詳しくはご相談ください。 |
| 17 | 子や親の承諾はどのようにとるのですか。 | ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、家族で十分相談していただいた上で、15歳以上の方については自署の同意書をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。（15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。） |
| 18 | プライバシーは守られますか。 | 宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。 また、宣誓があったことやその内容については、本人の同意なく他部署に情報提供することはありません。 |
| 19 | 宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。 | 文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。 |
| 20 | 通称名は使用できますか。 | 性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用することができます。受領証や受領証カードには、裏面に戸籍名を記載します。 |
| 21 | パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいですか。 | 返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。 |
| 22 | 市外に転出する場合はどうすればよいですか。 | お二人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。転出先自治体でパートナーシップ制度等を実施している場合は、他自治体のパートナーシップ・ファミリーシッ |

| | | |
|----|--|---|
| | | <p>プ宣誓証明との相互連携が図れる場合があります。</p> <p>ただし、転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合の返還届の提出は不要です。</p> |
| 23 | <p>転出先では受領証等を引き続き使うことはできないのですか。</p> | <p>この制度は自治体ごとに定めたものですので、原則転出先で引き続き使うことはできません。ただし、転出先自治体でパートナーシップ制度等を実施している場合は、他自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明との相互連携が図れる場合がありますので、改めてご確認願います。</p> |
| 24 | <p>事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。</p> | <p>当日スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日（受領証等交付予定日）の事前予約と10日前までの書類提出をお願いしています。</p> |
| 25 | <p>郵送での手続きはできますか</p> | <p>事前の宣誓書類のご提出は窓口持参のほか、郵送でも可能です。ただし、受領証等の受取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者お二人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。</p> |
| 26 | <p>代理人による手続きはできますか。</p> | <p>原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。</p> |
| 27 | <p>ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。</p> | <p>ぜひ、ご一緒においでください。ただし、いらっしゃることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。</p> <p>ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書の提出が必要です。</p> |
| 28 | <p>宣誓に費用はかかりますか。</p> | <p>費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料などは、自己負担となります。</p> |
| 29 | <p>土日など、休みの日に予約することはできますか。</p> | <p>宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く8時30分～17時15分までとなります。</p> |
| 30 | <p>宣誓書類はどこで手に入れることができますか。</p> | <p>奥州市地域づくり推進課（奥州市江刺総合支所1階）に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。</p> |
| 31 | <p>受領証や受領証カードを紛失したらどうすればよいですか。</p> | <p>受領証や受領証カードを紛失したり、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。様式第7号「再交付申請書」を提出してください。</p> |

※その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問合せください。

宣誓やその他手続きに必要な書類は、下記窓口に準備しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

協働まちづくり部地域づくり推進課

奥州市江刺大通り1番8号（奥州市江刺総合支所1階）

TEL 0197-34-1618

9 利用できるサービス

【奥州市が提供する行政サービス】

各サービスの規定などにより、担当窓口において、要件確認のための必要書類の提出や、「宣誓書受領証カード」等の提示を求める場合があります。

行政サービスの一覧については、随時情報を更新していますので、市ホームページをご確認ください。

<奥州市ホームページ>

<https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/4/1012/7/2/15518.html>



奥州市ホームページ

【岩手県が提供する行政サービス】

県営住宅の入居や、県立病院での面会手続き、病状説明等において、お二人の関係を確認する手段としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書が活用できます。岩手県のホームページをご確認ください。

<岩手県ホームページ>

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/danjo/1065067.html>



岩手県ホームページ

【(参考) 民間企業等が独自に提供しているサービスの例】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、以下のような例が見られます。

- ・ 携帯電話会社の家族割適用
- ・ 生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ・ 自動車保険の特約等におけるパートナーの適用
- ・ 診療情報や面会の機会等の提供

奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック（第1版）
令和7年4月発行

奥州市 協働まちづくり部 地域づくり推進課